

第 6 章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する 事業者の見解

第6章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解

令和6年3月15日付環第1571号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、以下のとおりである。

(前文)

本事業は、松戸市内で発生する一般廃棄物の処理を行う和名ヶ谷クリーンセンター（以下「現施設」という。）の老朽化に伴い、同市の別の場所にある都市計画対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）において、令和2年に稼働を停止した旧施設を解体し、その跡地に新たな廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）を設置する計画である。なお、本計画施設の稼働に伴い、現施設は稼働を停止する。

本計画施設の廃棄物処理方式は、ごみ焼却方式又はガス化溶融方式を候補とし、令和6年度中に決定するとしており、1日当たりの処理能力は402トン（134トン×3炉）を予定している。

事業区域は、柏市及び鎌ヶ谷市との市境に程近い松戸市東部の住居が密集する地域に位置し、事業区域の近傍には、学校、福祉施設や保育施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が多数存在しており、大気質、騒音及び悪臭等について周辺環境への十分な配慮が必要である。

事業区域内のクリーンセンター公園（以下「センター公園」という。）は、植物の生育基盤が乏しい周辺環境において、多くの木々が生育し、人が自然と触れ合える貴重な緑地である。事業の実施により、緑地が改変・縮小されることによる生態系への影響や人と自然との触れ合いの活動の場等への影響が懸念される。また、事業区域周辺には森林が点在し、ツミやオオタカ等の希少猛禽類の繁殖が確認されている。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、環境影響評価を適切に実施するとともに、本事業による影響をできる限り回避又は低減する必要がある。

6-1 事業計画

(1) 事業計画の詳細な検討にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

事業計画の詳細な検討にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境影響を可能な限り回避又は低減することに努めます。

本施設では、高効率な廃棄物発電及び太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を最大限導入するとともに、可能な限り省エネルギー設備を導入し、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

(2) 松戸市では、「松戸市みどりの基本計画」(2022年4月)において、公共施設の整備にあわせ、グリーンインフラの視点による質の高いみどりの創出に努める等の方針を掲げている。よって、事業計画の検討は、センター公園の整備と一体的に行い、緑被率を確保するだけでなく、人が自然と触れ合える貴重な緑地であるセンター公園の特性が保たれるよう、公園利用者や専門家等への意見聴取により、緑地の保全又は創出に努め、改変・縮小による環境影響をできる限り回避又は低減すること。

【都市計画決定権者の見解】

事業計画の検討にあたっては、人が自然と触れ合える貴重な緑地であるセンター公園の特性が保たれるよう、公園利用者に対して聞き取り調査を実施しました。調査の結果、クリーンセンター公園の利用者は、「散歩」や「ペットの散歩」による利用が多く確認されました。利用者が主に魅力に感じていることは、「樹木・草花がある」や「芝生広場がある」等の自然があること、「運動ができる」や「散歩ができる」等の体を動かすことができること、「きれいに管理されている」や「静かで落ち着く」等の快適な空間であることでした。これらの意見も踏まえ、環境への影響をできる限り回避・低減できるよう、まとまった樹林を可能な限り残存又は植栽し、人が自然と触れ合えるような空間の創出に努める等の環境保全措置を検討しました。

今後行う詳細設計においては、環境保全措置を考慮した配置計画を検討します。

また、事業者選考委員会においては、造園等に係る専門家に委員として参加頂き、専門的な視点からの意見を反映させる計画です。

6-2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6-2-1 全般的事項

ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。

【都市計画決定権者の見解】

処理方式は、有識者を交えた検討会を開催し、焼却方式（ストーカ式）を選定する方針としました。これに伴う方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法の変更はありません。

イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。

【都市計画決定権者の見解】

処理方式は、有識者を交えた検討会を開催し、焼却方式（ストーカ式）を選定する方針としました。

6-2-2 大気質及び悪臭

ア 事業区域が周辺の地盤より低いことや、周辺の標高が方向によって異なることを踏まえ、発生源と予測地点との標高差を考慮した予測及び評価を行うこと。また、周辺に高層住居等が存在し、当該位置が最大着地濃度地点よりも発生源に近い場合、予測地点とされている高さ地上1.5メートルより高い位置で高濃度となるおそれがあることから、鉛直方向を考慮した予測及び評価を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

都市計画対象事業実施区域が周辺の地盤より約10m低いことや、周辺の標高が方向によって異なることを踏まえ、発生源と予測地点との標高差を考慮した予測及び評価を行いました。具体的には、環境影響が大きくなる条件として、煙突高さを計画の55mよりも10m低く設定して予測計算を行い、環境基準等と比較して評価しました。上記の条件における大気質及び悪臭の予測結果は、全ての項目で環境基準等を満足するものと評価しました。

また、大気質の長期平均濃度に係る最大着地濃度地点は、都市計画対象事業実施区域の北側約0.8km（二酸化窒素）と約0.7km（二酸化窒素以外）に出現すると予測されました。ただし、都市計画対象事業実施区域と最大着地濃度地点の間は、低層住宅や農耕地が存在しますが、高層住宅は確認されませんでした。なお、参考として、比較的濃度が高くなる南西（全ての物質）、南南東（二酸化窒素以外）、南東（二酸化窒素のみ）を確認したところ、南南東で高濃度となった範囲（例えば、二酸化硫黄で0.000060ppm）から都市計画対象事業実施区域に近い方向に6階建ての集合住宅がありました。その集合住宅の最上階である6階の位置で予測した結果、各物質の濃度は、予測高さ1.5mの最大着地濃度地点よりも低い値となりました。なお、南西及び南東は、比較的濃度が高くなった範囲から都市計画対象事業実施区域に近い方向に高層住宅は確認されませんでした。

イ 大気質並びに気象の状況に係る文献調査について、事業区域から約２キロメートルに位置する柏市南増尾一般環境大気測定局の測定結果も用いること。

【都市計画決定権者の見解】

大気質及び気象の状況に係る文献調査は、柏市南増尾一般環境大気測定局の測定結果も対象としました。

ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるため、定常状態とは処理方法が異なることが想定されます。そのため、土地又は工作物の存在及び供用に係る「施設の稼働に伴う悪臭」の予測及び評価は、対象時期に休炉時を追加して行いました。

エ 施設の稼働による悪臭について、柏市では、特定悪臭物質濃度による規制を行っていることを踏まえ、同市内においては、当該濃度についても、調査、予測及び評価を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

特定悪臭物質の調査、予測及び評価は、柏市で特定悪臭物質濃度による規制を行っていることを踏まえ、松戸市及び鎌ヶ谷市を含む全ての地点で行いました。

6-2-3 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働による超低周波音に係る調査地域について、騒音と同様に事業区域から概ね１００メートルまでの範囲とされているが、一般に超低周波音は距離減衰が小さく、より遠距離の住居等への影響が懸念されることから、適切に設定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

都市計画対象実施区域における超低周波音の現地調査は、現況把握として敷地境界付近で行いました。また、施設の稼働による超低周波音の予測は、類似事例の参照及び環境保全措置の内容を明らかにすることにより定性的に行いました。類似事例は、超低周波音の主な発生源となる蒸気復水器等の設備の種類、位置等が本施設と類似する施設として、稼働中の現施設（和名ヶ谷クリーンセンター）周辺における現地調査結果としました。現施設周辺での調査は、遠距離の住居等への影響が懸念されることを踏まえて、複数の距離の位置で調査を行い、超低周波音の状況を把握しました。

イ 工事の実施及び施設の稼働による影響について、事業区域が周辺の地盤より低いこと等を踏まえ、音源の位置及び高さ並びに遮蔽物の有無等を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

工事の実施及び施設の稼働による影響について、工場棟等の建設地が周辺の地盤より低いことを踏まえ、予測高さを考慮して予測及び評価を行いました。また、予測は音源の位置及び高さ並びに遮蔽物の有無等を考慮して行いました。なお、調査は、現況把握を目的に、都市計画対象事業実施区域の敷地境界における地上から約1.2mの高さで行いました。

6-2-4 土壌

土壌汚染に係る調査地点について、地歴調査により旧施設稼働時の土地の利用履歴を十分に把握し、その結果を踏まえ、より土壌汚染のおそれの大きい箇所に設定すること。

【都市計画決定権者の見解】

地歴調査の結果、旧施設の建築物がある地盤レベル及びのり面で「土壌汚染が存在するおそれが比較的多い」または「土壌汚染が存在するおそれが少ない」（以下、「土壌汚染の可能性はある」という。）と評価しました。方法書で記載した調査項目を実施した調査地点は、土壌汚染の可能性のある範囲のうち、切土量が多いと想定される場所として、工場棟と多目的広場間ののり面を対象としました。

6-2-5 温室効果ガス等

本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働時における温室効果ガス排出量の比較による評価も行うこと。

【都市計画決定権者の見解】

温室効果ガス等の予測は、本施設の稼働に係る予測結果を整理したほか、現施設の稼働時における温室効果ガス排出量との比較による評価を行いました。

